

令和7年12月4日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 繼	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 白仁田 和哉  
事務局長補佐 中島 圭太  
議事管理係長 松本 則子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長	松尾勝利
副市長	鳥飼広敬
教育長	吉牟田一
政策総務部長	川原逸生
市民部長兼福祉事務所長	岩下善孝
産業部長兼農業委員会事務局長	山崎公和
建設環境部長	山浦康則
会計管理者兼会計課長	高本将行
総務課長	嶋江克彰
総務課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺岡弘樹
人権・同和対策課長	山崎智香子
政策調整課長	中村祐介
政策調整監兼DX推進室長	三島正和
広報企画課長	田中美穂
財政課長	山村秀和
財政課参考事	森隆哲
公共施設マネジメント室長	中尾勝文
市民課長	幸尾かおる
税務課長	山口洋輔
保険健康課長	染川智輔
福祉課長	高木智子
産業支援課長	松丸環
商工観光課長	中原大子
農林水産課長	星尾希佐
建設住宅課長	江島裕臣
建設住宅課参考事	手島秀康
都市計画課長	堀島正和
環境下水道課長	山口樹
環境下水道課参考事	橋川宣明
水道課長	中村浩一郎
教育次長兼教育総務課長	江頭憲和
生涯学習課長兼中央公民館長	江山徹也

---

## 令和7年12月4日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第69号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第70号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第71号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第72号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を  
改正する条例の制定について  
(一括質疑、一括討論、採決)
- 日程第2 議案第73号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例等の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採  
決）
- 日程第3 議案第74号 鹿島市自然の館設置条例の一部を改正する条例の制定について  
(質疑、討論、採決)
- 日程第4 議案第75号 鹿島市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第76号 令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について（質疑、  
討論、採決）
- 日程第6 議案第77号 令和7年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に  
ついて（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第78号 令和7年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第79号 令和7年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）につ  
いて（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第80号 令和7年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）につ  
いて（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第81号 令和7年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）につ  
いて（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程どおりといたします。

ここでお諮りいたします。議案第69号から議案第87号までの19議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第69号から議案第87号までの19議案は委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第1 議案第69号～議案第72号

○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第1. 議案第69号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第70号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第71号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、以上4議案の審議に入ります。

議案第69号から議案第72号までの議案について、当局の説明を求めます。寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

おはようございます。それでは、議案第69号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第72号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてまで、4議案を一括して御説明いたします。

議案書は1ページから12ページまで、議案説明資料は1ページから14ページまでございます。

まず、議案書1ページをお願いいたします。

議案第69号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、佐賀県職員の給与改定に準じまして職員の給与の改定を行うため、この案を提出するものでございます。議案書2ページから6ページがその改正内容でございます。

次に、議案書7ページをお願いいたします。

議案第70号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、市長及び副市長の期末手当を改定するため、この案を提出するものでございます。議案書8ページがその改正内容でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

議案第71号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、教育長の期末手当を改定するため、この案を提出するものでございます。議案書10

ページがその改正内容でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第72号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議員の期末手当を改定するため、この案を提出するものでございます。議案書12ページがその改正内容でございます。

それでは、以上の具体的な改正内容につきましては議案説明資料により御説明いたしますので、資料の準備をお願いいたします。

議案説明資料の1ページから9ページまでは、4つの条例の新旧対照表となっております。

10ページをお開きください。

議案第69号から第72号までの一括した説明資料でございます。

本市では平成27年度から、より地域の実情を反映するという点において、佐賀県人事委員会の勧告に準じ職員の給与を改定し、それとともに市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当を改定しているところであります。今回も同様に所要の改正を行うものでございます。

まず1項目め、改正理由ですが、先ほども申し上げましたとおり、佐賀県職員の給与改定に準じて職員給与の改定並びに市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当を改定したいので、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

次に2項目め、令和7年の佐賀県人事委員会給与勧告の概要について説明します。

最初に(1)でございます。給与勧告の主なポイントでございます。

今回のポイントは主に2点、官民較差に伴う月例給の引上げ、そして、期末勤勉手当を引き上げるものでございます。

まず、月例給の引上げですが、民間給与と職員給与の較差が生じていることを踏まえ、若年層を重点的に平均で11,005円の月例給を引き上げるものでございます。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間の支給月数をそれぞれ0.025月分、合わせて0.05月分引き上げ、年間合計の4.65月分とするものでございます。

次に、勧告の根拠となります県内の民間給与実態調査について、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所、377事業所から無作為に138事業所を抽出し、調査がなされております。

その結果が(3)になりますが、今回、国の人事院では、行政課題の複雑化、高度化や厳しい人材獲得競争を踏まえて、比較対象企業の規模を50人以上から100人以上に見直したことから、同様の見直しを行い比較がなされております。

その結果でございますが、資料11ページのほうを御覧ください。

11ページの①です。月例給では公民比較の対象となります行政職給料表適用職員の給与比較により較差を算出し、民間給与が368,985円に対し、職員給与が357,980円で、較差として民間給与のほうが11,005円、率で3.07%上回っていたものでございます。

次に、②期末勤勉手当につきましては、従来から国やほかの都道府県と同様に0.05月を単位として実施されております。民間の支給割合が4.64月、現在の職員の支給が4.60月で0.04月分の較差が生じております。職員の期末勤勉手当につきましては0.05月を単位として改定を行っていることから、この較差に相当する分として0.05月分を期末手当、勤勉手当に均等に配分を行うものでございます。

次に、勧告の実施時期でございますが、月例給に関しましては令和7年4月1日、期末勤勉手当については令和7年12月1日とするものでございます。

次に3項目めは、鹿島市の改正内容でございます。

最初に、(1)の職員給与改定につきましては、今回の佐賀県人事委員会の給与勧告に基づきまして県職員の給与が改定されることから、本市職員についても県職員の給与に準じ改定いたすものでございます。

まず、①の給料表につきましては、初任給を高卒程度で14,200円、大卒程度で13,700円程度引き上げ、若年層に重点を置いた改定率となるよう引上げを行うものでございます。

次に、②の期末手当・勤勉手当の改定につきましては、表にありますとおり、令和7年度の一般職の期末手当、勤勉手当を、それぞれ12月期で0.025月分引き上げ、この引上げ分を令和8年度の6月期、12月期で平準化し、期末手当を6月、12月期ともに1.2625月分、勤勉手当を同様に1.0625月分とするものでございます。

12ページを御覧ください。

また、定年前再任用職員につきましても、期末勤勉手当を合わせて0.05月分の引上げとなることから、令和7年12月期の支給については、期末手当を0.025月、勤勉手当を0.025月引上げとし、令和8年度は引上げ分を6月、12月期で平準化するものでございます。

次に、(2)です。特別職の期末手当については、国家公務員の指定職の賞与等を参照しながら、これまで改定を行ってきております。今回も同様に0.05月引き上げるものでございます。

その内容として、市長、副市長、教育長及び議會議員の期末手当については、令和7年度の12月の期末手当、現行1.725月から0.05月引き上げ1.775月とし、令和8年度以降は6月期と12月期の支給月数を平準化し、それぞれ1.75月とするものでございます。

次に4項目め、施行期日ですが、第1条による改正として給料表の改定を行います。これにつきましては令和7年4月1日、令和7年12月期の期末手当を引き上げる改正は令和7年12月1日に遡及しての適用となります。

そして、第2条による改正として、令和8年度以降の6月期と12月期の期末手当を平準化する改正は令和8年4月1日の施行となります。

次に、資料の13ページを御覧ください。

今回の給与改定による今年度の人員費の影響額の見込みにつきまして説明いたします。

まず、一般職及び任期付職員、再任用職員の数でございますが、一般会計、特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計を合わせまして269人、改定があります給料Aの欄で一番右側の合計の列になりますけれども、32,449千円の増。期末手当Bの合計につきましては9,347千円の増。勤勉手当Cの欄の合計は7,997千円の増。共済費Dの欄の合計は4,369千円の増となり、合計しますと54,162千円の増になります。

そして、AからDまでの合計54,162千円から共済費を差し引いた給料と期末手当と勤勉手当の合計を職員269人で除した実際の職員1人当たりの支給額は185千円の増。共済費を含んだ人件費全体では、職員1人当たり201千円の増ということになります。

また、月額任用の会計年度任用職員につきましては、一般会計、特別会計合わせて99人に對して、報酬、期末手当、勤勉手当の影響額合計が16,883千円となります。

また、14ページになりますが、特別職で見ますと、三役と議會議員の期末手当の合計の影響額が441千円となりまして、影響額全体の合計としましては、一番最後にありますように71,486千円の増を見込んでおります。

以上に関する新旧対照表につきましては説明資料の1ページから9ページとなりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で議案第69号から議案第72号までの佐賀県人事委員会給与勧告に伴います4議案につきまして一括での御説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

#### ○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。2番宮崎幸宏議員。

#### ○2番（宮崎幸宏君）

2番議員の宮崎です。よろしくお願いします。

議案第69号から72号の鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定を含む4議案について質問します。

議案説明の中で、給与等の増額改定の理由として、佐賀県職員の給与改定に準じてとありました。今般の社会情勢の中で、全国的に賃金の引上げがなされており、特に大都市の大企業が先行して給与増額になっているということが報じられています。

説明にあつた佐賀県職員の給与改定も国の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準拠しており、その指標となっているのは全国や佐賀県の主要企業の民間給与実態であると思われます。

そこで、鹿島市において、どうでしょうか。急激な物価高騰や人件費全体の増加傾向の中で、鹿島市の経済はいまだ回復しているように感じられません。果たして鹿島市民の所得は増加しているのでしょうか。

本件に当たって、鹿島市内を特定しまして企業の給与、個人事業主の所得、それと、高齢

者の方の年金所得の実態は把握されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

まず最初に、先ほど国の人事院勧告に準じて県職員の給与が決まっているというような御質問だったかと思うんですけれども、そこに関しましては少し説明をさせていただきたいと思います。

今回、説明資料の中には民間給与実態調査といいますのが、各県の人事委員会、それと政令都市の人事委員会など、各人事委員会と国の人事院が共同で調査をしております。その調査に当たりましては、各県、もしくは政令指定都市等の人事委員会が調査を行ったものを人事院のほうに資料として集めて、国の人事院勧告のほうにつながるものでございます。ただし、佐賀県人事委員会勧告につきましては、佐賀県人事委員会が県内の企業に調査をした内容での勧告となっておりますので、全国的な給与の実態から勧告がなされているものではないということで、そこはまず御理解いただきたいと思います。

御質問にありました鹿島市の民間給与の実態とか、年金の所得とか、個人事業主の状況とか、そういうものにつきましては、調査といいますか、把握としてはしておりませんけれども、1点、少し紹介したい資料がございますので、申し上げます。

鹿島市の市内事業所で従業員50人以上の規模と思われる企業へ、今回の給与改定など、今年度なされているかどうかというのをアンケートで調査を行っております。結果としましては、給料の引上げは83%の企業が行っていると回答されております。賞与についての引上げは、25%が引上げで、50%が据置き、引下げを行ったところが8%ということで回答があつております。また、そもそも改定の制度がない这样一个企業も一部ございました。

市内の企業の状況に関しては以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

私が先ほど質問で求めたのは、市内の所得がどのような状況かということで、鹿島市内の企業の給与、個人事業主の所得、高齢者の年金所得ということを言ったんですけれども、アンケートを取られて、鹿島市内の企業の一部において80%というアップがあったということなんですけど、私が求めているのは、給与所得の水準、幾らの価格までアップするかということを求めてるんですけど、アップはなされているけど、アップ率が当然それぞれ異なると思いますので、その辺の水準額というのは把握されているんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

企業の引上げのアップ率等につきましては、そこまでの調査は行っておりません。ですので把握しておりません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

公務員の給与改定については毎年度、国であったり県であったり、各自治体、市町村がされておりますので、改定という手続は理解しているんですけども、ぜひ佐賀県職員の給与に準じてというところだけでなく、鹿島市内の企業の所得、あるいは個人事業主の給与所得等々、実態把握をきちっとした上で改定の判断をしていただきたいと思っていますので、その辺は今後改善することを指摘して、質問を終わりとします。もしよかつたら答弁を。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、鹿島市内の企業等の給料の状況調査をすべきではないかというような御意見だったかと思いますけれども、これにつきまして少し御説明させていただきたいと思います。

市の状況につきまして、金額的な部分まで含めた上で調査をすべきだということで先日の全員協議会の中でも御意見をいただいておりまして、その際にも検討をいたしますということで答弁はしているところでございますけれども、現在検討中ではありますが、これまで整理した内容を幾つかお答えさせていただきたいと思います。

まず、人事委員会の勧告制度につきまして少し御説明をさせてください。

そもそも人事院勧告や人事委員会勧告制度というのは、労働三権、団結権、団体交渉権、争議権のうち、地方公務員、自治体の職員につきましては争議権が認められていないということで、簡単に言いますとストライキなどはできないというふうにされております。こうした労働基本権の制約を補完するため、その代替手段として、地方公務員の労働条件や待遇について、公平な第三者機関である人事委員会が労使間の調整を行うこととされております。

また、地方公務員法第14条につきましては、情勢適応の原則といいまして、地方公共団体は、給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するよう、隨時、適当な措置を講じなければならないとされておりまし、人事委員会は、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体に勧告することができるというふうに規定をされております。

また、地方公務員法第24条第2項で、均衡の原則と俗に呼ばれますけれども、職員の給与

に関しては、国及びほかの地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないというふうにされておりまして、現在この規定に基づきまして、佐賀県内の20市町のうち19市町が本市と同様に県に準拠した改定を行っておりまして、1町が国の人事院勧告に準拠した改定をなされていると、このような状況でございます。

また、こうした背景もありますので、労働三権の制約の補完ということで人事委員会の勧告制度がありますので、民間企業に対して毎年、民間給与実態調査というものを行っております。この調査につきましては、対象となる事業所に調査員が出向き、事業所への聞き取り調査により、職種、学歴、役職、年齢ごとの人数、それぞれの給与月額を把握し、統計したものを公務員の給料と比較しております。実際、調査結果報告書を読みますと、かなりの時間と労力をかけておられるということが見てとれます。調査する側の民間事業所の負担も大変なものだらうと想像しております。

これらの情勢適応の原則や均衡の原則、また、争議権の制約、こういったもののある中で、社会一般の情勢に適応するように、統計的にデータを集めて比較することで人事委員会や人事院は勧告の妥当性を確保しているんじゃないかと思っております。サンプル数が多くないと、統計的に信頼性の高いものになるかどうかというのがポイントにならうかと思っております。

こうした観点から、議員から御意見がありました鹿島市内企業の給与実態調査を行うとした場合、それをまた本市職員の給料に反映させるとなると、人事委員会を設置して、多大な時間と労力が必要であることはさることながら、調査対象数そのものが少ないと、統計的な観点から調査結果の信頼性に疑問が生じるのではないかという懸念が生まれます。例えば、市内に調査対象となる企業規模100人以上で、事業所規模が50人以上となる事業所が10社程度あらうかと思います。このうち、1社の業績が好調だったり、または経営的に厳しい状況があつて、給料月額が大きく変動した場合の統計結果全体への影響度も大きく、果たして比較対象としてふさわしいものかどうかというところに疑問点が生じるものであると思います。

調査を行うとすれば、やはり多数のサンプルが必要であると思います。実際、地方自治体の人事委員会の設置数は、47都道府県と20の政令都市を含んで全部で69団体にしか設置されておりません。ほかの市町村は人事院勧告や都道府県の人事委員会勧告に準じているのが現状であるというのは、先ほど申し上げました、そもそも調査を行った場合のサンプル数の問題があらうかということで、それが要因になっていると思っております。

ですので、こうした観点から、調査を行うに当たっては十分な調査を行う必要があると思っておりますので、また引き続き検討のほうは行ってまいりますけれども、こうした背景があるというのは御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

4番の中村日出代です。

いろいろ理由を言わされましたけれど、これまで同僚議員が何回も鹿島市内の民間企業の給料を調べてくださいというお話がありましたね。今年に始まったことじゃなかですよね。職員の給料が上がっているのに誰も反対しているのはいません。それは上がってよかじやなかですか。上がって悪かことはなかですよね。私たちも一緒です。ただ、鹿島市内の民間の方との給料較差がどれくらいありますかというのを、これまで何年もずっと同僚議員から質問があったはずですよね。検討すると今言わされましたけれども、そのときも検討すると言われましたけど、全然検討していないじゃないですか。

今、地方自治法だ、何だかんだいろいろ言いましたけど、それはよかとですよ。ただ、公務員の給料と民間の方たちの給料とどれくらいの差があるんですかと。それを議員としては知りたいだけですよね。その調査をしない。いろいろ法律的なことを言わされましたけど、簡単な話ですよ。どれくらい差がありますかと。今まで何年も私聞いていますけど、同僚議員から何回も言われよったですね、調査をしてくださいと。何で調査をしないんですか。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

調査をこれまで行っていない理由につきましては、先ほど少し説明させていただいた部分もありますけれども、調査を行うとすれば、先ほど申し上げましたように、それぞれの従業員の年齢や学歴、また職種、役職、そういったところを統計的に調査した上で、給料月額がどういうものであるかというものを出す必要があろうかと思います。もしそうじやないものを、簡易的な調査をして出した場合に、それが本当に信頼できる数字なのかというところはあろうかと思っておりますので、やるとなればしっかり時間と労力をかけて十分な調査をやる必要があると思っておりますので、これまでにつきましてはそういう点がネックになって調査を行っていないというふうになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

市の職員さんたちの仕事は厳しかけんですよ、給料が民間の方よりどれくらい高いか分かりませんけど、高いのは私は、市民の皆さんもみんなそこは了解というか、していると思うんですよね。

だから、どこを基準とかなんとか言いますけれども、国で基準が決まっているところはあるでしょうから、基準でずっとなっているわけでしょう。どこか1つの基準を取って、それに合わせて民間を調べればよかやなかですか。例えば、40代なら40代、50代なら50代、1つだけ取ればよかわけでしょう。それをみんな平均して取りますというたら、それは膨大な時間もかかるでしょう。

だから、40代、四十五、六歳から50歳までの方たちの平均的な調査をしていただいて、そして、民間と市の職員さんたちの差がどれくらいあるかということを、それだからいけないとかそういう問題じやなかじやなかですか。そういうのはオープンにしてよかじやなかですか。別に問題のあるわけじやなかでしょう。

退職された部長さんあたりの給料が幾らとか、そんな問題なかじやなかですか。それはそれだけのことをされているからそれだけの給料をもらっているということでしょう。あまりそういうところにこだわらないで、40代なら40代、50代なら50代で決めて、そして調査をして、民間の50人以上100人未満、何社あると、十何社。（発言する者あり）10社。10社でよかやなかですか、調べていただいて。

それで、高いから悪いとかなんとか言っているわけじやなかじやなかですか。ただ、そういうのを資料として調査してくださいと、今まで何回も同僚議員から要請があったはずですよ。それに対して、検討してくれますか。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

そういった調査方法等についてもどういったやり方があるのかというところは議員おっしゃるとおりあろうかと思いますので、そういった点も含めて、手法とか関しまして、この手法だったらやれるんじゃないかというところもあるうかと思いますので、その辺につきましては今後研究、検討させていただきたいと思います。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

4議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第69号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第69号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第70号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第71号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第72号は提案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第73号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2. 議案第73号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

議案第73号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書は13ページから、議案説明資料は15ページからでございます。

まず、議案書13ページをお願いいたします。

今回の提案理由ですが、児童福祉法の一部改正等に伴い、関係条例について所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

次の14ページ、15ページが改正の内容になります。

改正の内容につきましては議案説明資料で御説明しますので、議案説明資料の15ページをお願いします。

15ページから17ページは、新旧対照表でございます。説明は省略いたします。

18ページをお願いします。

まず改正理由ですが、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容について御説明します。

改正内容の1つ目は、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務が創出されたことによるものです。

保育所等の職員等による虐待の防止については、虐待を禁止する規定が定められ、ガイドライン等により適切な運用が図られているところですが、安心して子供を預けられる環境を整備するため、虐待発見時の通報義務等の仕組みが創設されることになります。

虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、都道府県知事、または市町村長に通報しなければならないなどの規定が設けられます。

このことについて、児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法の一部が改正され、同法第33条の10に第2項及び第3項が新設されました。これにより、同条を引用している箇所がある関係条例について、引用条文の整理を行うものです。

改正する条例は、資料19ページに記載しております4つの条例となります。

次に、改正内容の2つ目は、母子保健法に基づく乳幼児健康診査を保育所等の利用乳幼児に対する健康診断の代替とするとことができるとされたことです。

保育所等においては、利用開始時の健康診断及び1年に2回以上の定期、または臨時の健康診断が義務づけられており、学校保健安全法施行規則に定められた小学生以上の児童に実施する項目及び方法に準じて行うこととなっております。

今回の改正により、市町村が行う乳幼児健康診査の内容が、保育所等の健康診断の内容の全部、または一部に相当すると認められるときは、乳幼児健康診査を保育所等の健康診断とみなすことができることとなりました。

これにより、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、同基準に従い鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

次に、3、施行期日は公布の日です。

以上をもちまして説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第73号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第73号は提案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第74号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3. 議案第74号 鹿島市自然の館設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

それでは、私のほうから議案第74号 鹿島市自然の館設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は16ページから、議案説明資料は22ページからでございます。

まず、議案書16ページをお願いいたします。

提案理由は、鹿島市自然の館の指定管理者が定める利用料金の限度額を改定するため、この案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

ここは改正条例の改め文でございます。

改正内容などにつきましては議案説明資料で御説明いたしますので、議案説明資料の23ページをお願いいたします。

1、改正理由は、近年の物価高騰などに伴いまして、鹿島市自然の館の持続可能な運営を図るためにございます。

2、背景といしましては、自然の館は平成16年度に佐賀県から移管されて以来、林業や地域振興の拠点として、自然の中で森林の機能などを学習する機会を提供してまいりました。

その中で、指定管理者による運営で、利用料金により経費の一部を貯ってきております。

利用料金は、条例で定める金額の範囲内で据え置かれてきましたけれども、近年は物価高騰などで経費が増大し、赤字となる年度が生じております。そのため、指定管理者から、宿泊や入浴などのサービスにつきまして料金見直しの要望が出ております。

そこで、運営の安定化を図るために、経費節減や利用者の増加策に取り組みますとともに、受益者負担の原則に基づきまして利用料金の見直しが必要となっていました。

利用料金の算定につきましては、自然の館の運営に必要な経費を積算しまして、年間利用者数に対して算出しました結果、現行料金では運営に必要な経費を賄うことが困難であると判断をしたところでございます。

このような状況を踏まえまして、3、改正内容といたしましては、赤字を解消できるよう、宿泊室の利用料金の限度額を約15%引き上げる改定といたしております。改定後の新しい上限額は表のとおりでございまして、高校生以上が3千円、中学生以下が1,800円といたしております。

また、4、施行期日は令和8年4月1日からの適用といたしております。

次の24ページを御覧ください。

参考といたしまして、鹿島市自然の館設置条例第8条の利用料金に関する抜粋と、過去5年間の利用状況、収支状況を記載しておりますので、併せて御参照ください。

説明は以上となりますが、御審議のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

12番議員の伊東です。よろしくお願いします。

今説明をいただきました自然の館についてです。いろいろこの資料を読ませていただきました。ここに書いてあるとおりに、物価高騰で経費が大きくなっているということで、経営はなかなか厳しくなっているというのは理解できます。

そういう中で、何点かお聞きをしたいんですが、コロナのときに、コロナ禍の中では大分利用数も減って、それが令和5年ぐらいから少しずつまた元に戻りつつある。令和6年は利用者数が991人と書いてあるんですね。

私もちょっと勉強不足のところもあるかも分かりませんが、少し教えていただきたいと思うんですが、この利用者に関しての年齢層であったり、あと、どこの地域の辺りから、県内であったり県外であったり、どういうふうな利用者層があるのか。そしてまた、1泊なのか連泊なのか、これについてお答えください。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

まず、利用者数につきましてですけれども、過去10年間、平成27年から令和6年の延べ利用者数の実績といたしましては、市内の利用者の方が2,613人で約35%、市外の県内で利用者が1,795人で約26%、県外の利用者が2,686人で約38%となっております。市外、県外利用者の合計が約63%を示しております、広域的な利用がある施設となっております。

直近の令和6年度の内訳につきましては、県外が608人で約62%、県内が195人で約20%、市内が188人で約18%となっておりまして、市外、県外利用者の割合が大幅に増加をいたしております。これにつきましては、平成29年度以降になりますが、市内の企業研修利用がなくなったことが主な要因と考えられております。

それから、利用者層につきましては、小・中学生の青少年のほうが夏場にスポーツ活動とか自然体験活動の合宿で利用されておりましたり、あとは大学生などの学生さんにつきましては、大学の合宿とかサークル活動にも利用をいただいております。それから、社会人とか団体につきましては、県内の社会人の同友会とか、企業とか各種団体の研修とか交流会などにも幅広く使っていただいております。主に連泊というよりも、土日などの1泊2日など、そういういった利用が多くなっているところでございます。

年齢層については、ほぼ青少年、先ほど申しました小・中学生のサークルなどもありますので、すみません、具体的な数字は持ち合わせていないんですけども、その辺が半分程度ではなかろうかというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

御説明いただきましてありがとうございます。大体分かりました。

ちょっと計算をしてみたんですけど、令和6年で991人の利用客があって、これに対して、高校生以上が390円の値上げ、中学生以下が230円の値上げ、平均300円として、この人数を掛けると300千円弱ぐらいの——令和6年の利用者数で考えると、そのくらいしか収入というか、それは多くはないんですけど、そのくらいで成り立っていくんですか。

それとも、今指定管理委託料が年間で、令和6年で4,973千円となっているんですが、これ自体も少し上げる必要があるのではないかとも思うんですけど、そこの辺りどういうふうな御検討をされていますか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

今回の金額改定につきましては、令和8年度以降の収支のシミュレーションなども考えているところでございます。そのシミュレーションの中で、まず料金算定に当たっては、今現在赤字が出ております。それを解消するために将来の運営に備えるためでございますけれども、そこで、現在のサービス提供に必要な原価を確実に賄う費用であったりとか、今後の利用者増加に伴う経費が増えたりする分とか、あと、将来的な物価上昇分に対して対応するよう適用をいたしております。

その料金算定につきましてですけれども、今ここに上げている金額、改定後の金額につきましては、施設の宿泊提供コストを年間目標利用者数で割って算出いたしております。この試算結果につきましては、具体的に言いますと、宿泊提供コストの見込額につきましては2,086千円という金額を算定しておりますけれども、算定に当たっては、コロナ禍の影響が軽微な平成29年度、平成30年度、平成31年度、それから令和6年度の4年間の平均コストを基礎といたしまして、これに今後の利用者数増加に伴う経費の増える分であったりとか、あと、将来的な物価上昇分を適用しまして2,086千円というような額を算出しております。それを先ほど申しました年間目標利用者数で割ってということで、年間目標利用者数は750人という人数を出しております。これも同じように、過去4年間、平成29年、平成30年、平成31年、それから令和6年の平均利用者数の人数が827人でございましたけれども、ただ、6年度につきましては国民スポーツ大会などの特別なイベントがございましたので、一時的な増加となっております。そういったところで勘案しまして、年間目標利用者数を750人と設定いたしまして、その経費、今回算定しました高校生以上3千円というふうな、そういった新しい利用者、利用額というのを算出いたしております。

また、そこに見込額というのがあるかと思いますが、その分につきましては、自然の館の収入につきましては、宿泊の料金と指定管理委託料、それから食事代、そういったものが全て含まって収入となっているところでございます。

まず、指定管理委託料につきましては、人件費の増であったりとか、そこら辺を見込みながら毎年うちのほうから予算を増加して計上しております。今回は宿泊料ということで、宿泊に伴うところにつきましては、こちらの別のところで計上を、宿泊とかの利用料金につきましては条例で設定をいたしまして、そこからうちのほうで条例で設定したものを上限額としたしまして、指定管理の団体のほうが金額をその中で幾らにすると上限として金額を決めて設定して、その中で収入などをいたしまして、それが自分たち受託団体のほうの収入というふうになってまいります。

先ほど申しました指定管理委託料と利用料金と食事代、全てをもって自然の館の運営をされているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

詳しく説明ありがとうございます。

ここにも米印で書いてあるように、先ほど担当課長もおっしゃったように、令和6年度は特別といえば特別だったんですね。国スポがあって、それで利用していただいたと。

ただ、今宿泊料もびっくりするぐらい、私たちも行政視察とかなんとか行って、そこで宿泊する場合は1泊、相当な金額になりますよね。そういう中で、ここは高校生以上が、改定をしたとしても3千円、中学生以下は1,800円と。非常にリーズナブルな値段の設定だらうなと思います。

私はやっぱりこういうふうなところは必要だと思うんですよ。私も以前、いろいろP T Aやら子供クラブとかやっていたときには、子供たちを連れて、ここで宿泊訓練をやった記憶があります。自然に恵まれて非常にいいところだなという気もしております。管理も大変だろうと思いますけど、これをなくすことがないようにこれからもお願ひをしたいなと思っております。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ここで10分程度休憩をいたします。11時10分から再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第74号 鹿島市自然の館設置条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第74号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第75号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4. 議案第75号 鹿島市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてあります。

当局の説明を求めます。嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

議案第75号 鹿島市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書は18ページから、議案説明資料は25ページからでございます。

まず、議案書18ページをお願いします。

提案理由は、杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部改正により、林野火災に関する注意報が創設されることに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

次の19ページが改正の内容になります。

改正の内容につきましては議案説明資料で御説明しますので、議案説明資料の26ページをお願いします。

経緯として、本年2月に発生した大船渡市の林野火災を受けて、消防庁から林野火災に関する注意報等の的確な発令によって、林野火災予防の実効性を高める必要があることが示されました。

これに伴い、消防事務を行う杵藤地区広域市町村圏組合消防本部において、火災予防条例の一部が改正され、林野火災に関する注意報が創設されることになりました。

市においては、森林法第21条第1項及び第2項の規定に基づき、森林、または森林の周囲1キロメートルの範囲にある土地への火入れに係る許可の手続を行っています。気象状況が林野火災の予防上危険と認められる場合は、火入れを中止する規定を条例で定めているため、これを改正する必要がございます。

改正内容といしましては、火入れを中止する条件に「林野火災に関する注意報」の発令を追加するものでございます。

27ページに林野火災の予防体制の関連図を掲載しています。

消防本部では、消防法に基づいて火災予防条例を制定し、林野火災に関する注意報の発令等について規定されています。

また鹿島市では、森林法に基づいた森林保全を目的に、火入れに関する条例を制定し、火入れの許可や中止を規定しています。

今回の改正で、条例第14条に規定がある火入れの中止事項に、先ほど説明した「林野火災に関する注意報」の発令を追加することになります。

新旧対照表は25ページに掲載しております。

施行期日は、杵藤地区消防本部の火災予防条例と合わせて、令和8年1月1日となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第75号 鹿島市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳村博紀君）

起立全員あります。よって、議案第75号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第76号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5. 議案第76号 令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

それでは、議案第76号 令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

議案書は20ページとなっています。

この案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものです。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いします。

まず、補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に1,057,288千円を追加し、補正後の予算の総額を18,124,006千円とするものです。

債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正によります。

地方債の変更は、第3表 地方債補正によります。

2ページから7ページは、今回補正の集計表です。

8ページをお願いします。

第2表 債務負担行為補正です。

ふるさと納税業務委託料は、令和8年度の契約業者の選定を令和7年度に実施するため設定しています。

公共施設への地産地消型再エネ電力供給事業は、令和8年度から令和12年度までの協定期間における契約業者の選定を令和7年度に実施するため設定しています。

公共施設等への太陽光発電設備等導入事業は、令和8年度から令和26年度までの協定期間ににおける契約業者の選定を令和7年度に実施するため設定しています。

肥前鹿島駅周辺整備駅前広場実施設計等業務委託料は、令和8年度から令和9年度に実施する実施設計等の業務委託における契約業者の選定を令和7年度に実施するため設定しています。

勤労者福祉センター指定管理料、肥前浜宿継場・旧乗田家住宅指定管理料及び蟻尾山公園指定管理料は、令和8年度から令和12年度までの指定期間とすることから設定するものです。

9ページをお願いします。

第3表 地方債補正です。

Jアラート新型受信機導入費の減に伴う起債充当額の変更によるもので、13,400千円から13,200千円に減額するものです。

10ページから12ページは、今回補正の事項別明細書となっています。

13ページをお願いします。

歳入の主なものを説明いたします。

10款1項1目. 地方交付税は、普通交付税の確定により293,858千円を増額しています。

15ページの14款1項1目. 民生費国庫負担金は、373,425千円を増額しています。

1節では、障害者自立支援給付費負担金や障害児施設措置費負担金、2節では、児童手当交付金や子どものための教育・保育給付費負担金、3節では、生活保護費負担金などの増です。

16ページの14款2項2目. 民生費国庫補助金は、5,200千円を増額しています。子ども・子育て支援事業費補助金などの増です。

17ページの15款1項1目. 民生費県負担金は、134,250千円を増額しています。

1節では、障害者自立支援給付費負担金や障害児施設措置費負担金、2節では、児童手当負担金や施設型給付費負担金などの増です。

18ページの15款2項2目. 民生費県補助金は、7,377千円を増額しています。

1節では、重度心身障害者医療費助成補助金、2節では、ひとり親家庭等医療費助成事業補助金などの増です。

20ページの17款1項1目. 総務費寄附金は、個人様から青少年育成のための寄附125,529

千円を増額しています。

同じく4目. 教育費寄附金は、東亜工機株式会社様からスポーツ振興のための寄附100千円を計上しています。

同じく6目. 民生費寄附金は、明治安田生命保険相互会社様から子育て支援のため、株式会社スーパー・モリナガ様から障害者福祉向上のための寄附1,372千円を計上しています。

21ページの18款1項1目. 基金繰入金は、8,625円を増額しています。財源調整として財政調整基金からの繰入金などの増です。

23ページの20款5項6目. 雑入は、21,226千円を増額しています。介護保険広域負担金精算金などの増です。

歳入の説明は以上です。

次に、歳出につきましては別冊の議案説明資料により説明しますので、御準備ください。

議案説明資料の28ページをお願いします。

28ページから30ページは、今回補正の増減比較表です。

31ページから32ページは歳入の概要ですが、先ほど補正予算書で説明いたしましたので省略いたします。

33ページをお願いします。

歳出につきまして、主なものを御説明します。

ナンバー1と2は、個人様からの寄附を後年度に活用するため、公共施設建設基金へ60,529千円、ふるさと人材育成支援金65,000千円をそれぞれ積み立てるものです。

ナンバー3の長崎本線利用促進事業は、「かささぎでGo!」の利用者数の増加見込みにより3,000千円増額するものです。

ナンバー4の地域福祉基金積立事業は、明治安田生命保険相互会社様及び株式会社スーパー・モリナガ様からの寄附を後年度に活用するため、地域福祉基金へ1,372千円積み立てるものです。

ナンバー5の障害者施設給付事業及びナンバー6の障害児通所支援事業は、それぞれの給付費の増額見込みにより増を計上しております。

ナンバー7の保育所等運営事業は、保育所等運営費の増額見込みにより245,748千円を増額しています。

ナンバー8の子どもの医療費助成事業は、子どもの医療費助成の増額見込みにより27,000千円を増額しています。

34ページをお願いします。

ナンバー9の児童手当支給事業は、児童手当の増額見込みにより97,715千円を増額しています。

ナンバー10の生活保護事業は、生活扶助費等の増額見込みにより44,708千円を増額してい

ます。

ナンバー11の高齢者予防接種事業は、高齢者インフルエンザ予防接種委託料の増額見込みにより10,936千円を増額しています。

ナンバー12の保健体育一般事業は、東亜工機株式会社様からの寄附をスポーツ振興事業交付金として鹿島市スポーツ協会へ交付することとして、100千円計上しています。

歳出の説明は以上です。

なお、参考資料として、35ページには市債現在高の見込み調書を、36ページには積立基金の状況を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

9番議員の松田です。1点だけお伺いをしたいと思います。

先ほど説明がありましたけれども、その中で議案説明資料の33ページです。

広報企画課の企画費のほうの長崎本線利用促進事業ということで、補正が組まれております。多分、「かささぎでGo！」の利用者増ということでお話があったと思いますが、実際、今この「かささぎでGo！」を利用された方々の人数とか把握できていますでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

お答えします。

「かささぎでGo！」の利用実績ですけれども、11月末現在の数字で申し上げますと、販売枚数がトータルで1,419枚、そのうち利用されている数が1,321枚ということで、これはこの分の切符の割引額、それから、プラス今回「かささぎでGo！」にクーポンをつけておりますので、これを合わせた支出の合計でいいますと、3,570千円程度が11月末現在の利用実績となっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

それでは、今回補正を組まれておりますけれども、これは実際いつまで利用ができるのか。また、皆さん方が活用できるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

お答えいたします。

利用期間に関しましては、既に販売されているものについては来年2月末までを利用期間としておりますが、今回補正のほうで上げさせていただいておりますので、恐らく2月末まで販売し続けるというのがもしかしたら難しい状況になるかもしれませんので、この件に関してはJRと協議をいたしまして、補正の範囲内とするのかということを今後決めたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

こちらのクーポンを活用された方々の分析というか、何十代の方々が利用をされているとか、そういう分析等はされていますでしょうか。

特に今回、デジタルということで初めて活用されましたけれども、高齢者の方々がどのくらい利用されているのか、その辺、担当課としては把握をされていますでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

お答えします。

今回、デジタルクーポンということで、今までのようには、例えば市のほうに申請をされてということで、どなたかというのを特定して割引をしているわけではありません。

今回のデジタルクーポンはアプリ内での購入ということになっております。ですので、年齢がどの年齢層というところまでは分かっておりませんので、分かっている範囲でいうと、市内の方か市外の方かというエリアのところだけになっておりまして、ちなみにですけれども、地域外の方、地域内の方でいいますと、市内の方が約7割以上、市外の方が3割未満ぐらいということの把握だけでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

先ほど答弁いただきましたけれども、実際、利用実績、年代層とか、調べようと思えば今の中では調べることはできるんでしょうか。それとも現時点での拾い上げることは実際上難しいということでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたけれども、こちらがアプリ内での購入ということになりますので、年齢層というところまでは把握できないということになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

11番議員の角田一美です。

先ほど補正予算の歳入歳出を説明していただきました中で、歳入で総務管理費寄附金、ふるさと人材育成支援寄附金として、個人様から青少年育成のための寄附ということで125,529千円、多額な寄附金を頂戴しておりますけれども、これは前説明があった、県外で活躍されて亡くなられて、そして亡くなられる前に遺言書で、亡くなった後、ふるさと鹿島のために、青少年育成のために使ってくださいという寄附をいただいているわけですけれども、先ほど説明いただきました歳出では、基金積立金管理事業にふるさと人材育成支援寄附金から60,529千円、公共施設建設基金へ積み立てて、残りの65,000千円については企画一般管理事業でふるさと人材育成支援基金に積み立てる。60,529千円と65,000千円に分けてされていますけれども、まず遺贈された、いわゆる生前に、こういったことに使ってくださいという遺言的なものが指定されていると思うんですけど、それをまず御紹介していただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

今回の寄附の目的でございますけれども、今回、寄附者の意向といたしましては、遺言公正証書から抜粋をさせていただきます。

「私の財産が少しでもふるさと鹿島市的心豊かな子供たちを育むための支援や子供図書の充実などに役立てばという思いから寄附をすることにしました。」ということで目的を伺っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

その遺言書に基づいて、ふるさと人材育成支援基金、あるいは子供のための図書の充実、

そういったやつに指定されていた。

そういった中で、ある程度府内で、どういったやつに活用されるか、意向調査と実態調査をされたと思うんですけども、結果的に公共施設建設基金へ残りの60,529千円を積み立ててあるんですけども、いわゆる子供の育成、人材育成に貢献するような公共施設というのは、各部局に照会して、こういった建設のものに充てたいということでこの建設基金に充てられたのか、そこら辺の御説明をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

お答えします。

今回、約2分の1ずつをソフトの部分とハードの部分に分けて積立てを行っております。

府内に調査を行った結果、ソフト事業とハード事業、幾らかこういった事業で活用をということで案は出ておりますけれども、まだ具体的にこれに決定したということではございませんでして、ハードのほうについても、教育部局、それから福祉部局のほうから、例えば遊具ですとか、避難所の整備ですとか、そういうことで子供たちに関するもののハード整備ということで案は挙がっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

ふるさと鹿島のために多額の寄附をいただいている。今後、相続人がいない方とか、こういういった寄附が増えるかと思うんです。

そこで、いわゆる寄附者の意向を、先ほど遺言公正証書の説明をしていただきましたけれども、私の財産が少しでもふるさと鹿島市的心豊かな子供たちを育むための支援、あるいは子供図書の充実などに役立てていただきたいということですから、公共施設建設資金に安易にして、寄附者の趣旨に反した財源充当にならないような形でお願いしたいということで、そこら辺をお尋ねしたところでした。

ぜひとも遺贈者の意向を酌み取って、青少年の育成、あるいは図書の充実、図書の充実等についても、私たち委員会でも県外で図書館の充実状況を見ていたんですけど、DX事業、いわゆる映像を活用した図書、青少年育成のための図書館の整備とか、あるいは電子図書の導入とか、そういうものも非常にやっておられたので、そういうものに少しでも遺贈していただいた寄附金が活用されるように要望して、質問を終わりたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

12番議員、伊東です。よろしくお願ひします。

補正予算書の53ページ、都市計画のほう、歳出のほうに出てる分で、ここの中で駅前の仮設駐輪場設置工事ということでマイナス1,734千円となっているんですけど、市民の皆さんから、あのまま工事がずっと進む中、雨ざらしじやないんですけど、駐輪場とかそのままにしておくのかという問合せがあるんですけど、それについて、景観上とか、防犯上とか、その辺り担当課はどういうふうに考えていますか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

駅前の仮設駐輪場においての屋根のことであるとか景観のことであったかと思います。

現状、数年間の仮設というところで、必要最低限の経費でやっていこうということで計画をしているところでございます。そういったことで、予算規模としては、当初予算から減額という形で今回補正をさせていただいているところでございます。

内容については、当初のアスファルト舗装の予定を、簡易アスファルトでやることで、経済性を重視したといった現場現場での工夫をさせていただいているというところはござります。

御指摘の屋根の問題ですけれども、これを設置するということになると非常に経費がかかるということがございます。もう一点、現地は借地で、今お借りして設置をしているということもありますので、まさに臨時的な形で使わせていただいているという形になっておりますので、屋根については現状、設置の予定はございません。

周辺の景観とか防犯のことということでおっしゃいましたけれども、景観については、確かに玄関口というところでも配慮すべきところはあるかなという御意見も頂戴しておりますので、今後そういう部分も検討の必要があるかなと思っておるところです。

それから、防犯の面ですけれども、仮設とは申しましても、おっしゃるとおり防犯の面というのは必要なことですので、新たにこの仮設費の中で外灯を立てております。もう一点、防犯カメラを2台つけておりますので、そういったことであるとか、毎日、登校の際に声かけ、それから、整理をしていただいているシルバーの皆さん方とか、人による声かけとか、そういったところも大事なのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

担当課として今理由を述べられたんですけど、堀課長も御承知のとおりに、都市計画審議

会の中でも委員から出ていますよね、これは工事が終わるまでそのままにしておくのかと。

もちろん経費はかかるでしょう。しかし、市民の一部からは、あれだけ県と鹿島市で53億円もかける割には、何でその手前のああいうふうなところに全く目を配っていないんだという意見もやっぱり出ているわけですね。

肥前鹿島駅から江北や佐賀のほうの高校に行く子供さんたちであったり、逆に今度はそちらから肥前鹿島駅に降りて、鹿島高校まで、もしくは嬉野高校まで自転車で行かれる方が相当な数、あれは100台と言わないぐらい、数百台置いてありますよね。これはやっぱり私は考えるべきではないかなと思いますよ。

先ほども言ったように、どこに53億円を使うんだと。もう少しそこの辺り考えるべきだと思いますよ。もう一度、課長、答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

多額の事業費で計画をしながら、仮設にももっとお金をかけてやっていくべきじゃないかというような御指摘であったかと思いますけれども、長く維持をしていく、将来ずっと使っていく施設、これに必要な経費をかけていくというのは必要なことであろうと思いますけれども、今、数年間、非常に御不便をおかけしますけれども、現状の形で続けさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

答弁は変わらないということですね。私としては今日はここまで、質問という形でさせていただきます。ただ、この後、市民の皆さんからどういうふうな意見がまた来るのか、そこ辺りは考えておいていただければなと思います。

あと1点、同じページの都市公園費のところの工事請負費で1,200千円、ここに補正がついております。これが都市公園の維持改修工事増額分となっているわけですけど、まず、この1,200千円、どういうふうなところに補正を使っているのか、それをお答えください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

都市公園の維持改修工事の増額分、これがどういったものかということでございました。

旭ヶ岡公園の水質浄化ポンプというのがございますけれども、今年の夏に故障が判明をいたしまして、これを取り替え更新する工事費の一部ということで補正をさせていただくもの

でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

分かりました。ありがとうございます。

あと、都市公園の維持に関して、北公園であったりとか幾つかあるわけですが、その辺り、特に今年は猛暑であったりとか様々で草が生えるのが本当に、刈っていただいてもあつという間にまた生い茂ってしまうというふうな状態でした。私は北公園のほうにはよく行くわけですけど、よく整備をしていただいている。そこで話を聞いてみると、職員の方が一番広い真ん中のところの芝生を刈っていただいていると。その周りのところを業者さんが、自分たちは委託を受けていますということで、工事というか、草払い機であったり、様々な伐採であったり、樹木の伐採であったりしていただいているけど、すみませんが、ここで1つお聞きをします。

北公園に関して、年間のそういうふうな整備費用は幾らになっていて、年何回の実施をされているのか、お答えください。

○議長（徳村博紀君）

都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

北公園の草刈りとか、そういった維持管理に関するお尋ねであったかと思います。

今詳細の数字を持ち合わせていないんですけども、専門の業者さんにお願いをしている金額が3,000千円程度であったかと思っています。その中で、テニスコートの周辺でありますとか、遊具広場の部分でありますとか、ああいったところの草刈り、消毒、剪定業務、そういうものを年間通して行っています。

夏場ですと、おっしゃるとおり、草刈りは頻繁に行っていただくという形ですので、四、五回はしていただいているかと思います。中央の広場につきましては、私ども職員のほうで乗用草刈り機を回して刈っております。これも年間七、八回はやっているかと思っております。

年度年度で頻度が異なりますけれども、そういった形で役割分担をして、経費節減にも努めながら進めておるところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。課長が答弁されたように、多分年に四、五回ぐらいされているんじゃないかなと。私もその業者の方は顔見知りでもあったので、ちょっとお話をしたりしていたんですけど、特に都市公園は、北公園だけに限らず何か所かにあるわけですが、北公園は、松尾市長も御承知のとおりに、市長杯のテニスの大会であったり、様々、週末になるとあそこは利用者が多いんですよね。平日の午前中、グラウンドゴルフをする高齢者の方であったり、そして、午後からは鹿島高校であったり、様々な学校のテニス部とかがあそこで練習をしています。また、広場では中学生や小学生たちがサッカーであったり、様々な楽しみをされているところです。

私はやっぱり、あの北公園は多くの市外の方もおいでになる。鹿島市の印象がそこで感じられるところもあると思うんですね。年四、五回していただいて、3,000千円ぐらいの予算で済むんだなという気が私はするんですね。それはそういうふうに業者さんがしていただくんだったらいいんですけど、あと、施設のいろんな備品を見ていてもやっぱり老朽化してきていますよね。ちょっとしたベンチのところであったりとか、あと、あそこのテニスコートの近くに設置してある時計も多分止まっているんじゃないですかね。

そういうふうなところをもう少しやっぱり、市民であったり、市外から多くの人たちが来ていただけ、利用する都市公園というもの、もう少し予算をつけていただいて、充実した施設になるようにお願いをしたいと思います。これは来年、年明けに始まります新年度予算についても質問はさせていただきますけど、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

4番の中村日出代です。

今、駅の駐輪場の問題がありましたけれども、車の駐車場がなくて、近隣の商店のところに車を止めて通勤に行っているというようなことで苦情があつてあります。

それで、それを堀課長のほうに私はお伝えして、祐徳バスとかなんとかにお話をして対策を取りたいという回答がありましたので、その回答結果を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

駅前の駐車場に関するお尋ねであったかと思います。

おっしゃるとおり、工事が始まって周辺の駐車場の環境というのが大きく変わってございます。まずはその点については市民の皆様におわびをしたいなと思っておりますけれども、より充実した形で整備をしていきたいということで進めておりますので、そこは御承知いた

だければと思っております。

1つ問題として御指摘をいただきました周辺店舗への迷惑駐車、こういったことはあってはならないことでございます。議員から御指摘を頂戴いたしましてから、近隣の有料駐車場をお持ちの企業さん、そういったところと再度打合せをさせていただきながら、どういった案内をしていけばほかの駐車場に誘導ができるだろうかというような協議を今進めているところでございます。

差し当たり駅舎の中に、公的な、あるいは有料駐車場、ここが使えますよというような貼り紙は、あの後、早急に貼らせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

今、駅は異常な状態ですよね。夜行くとセーフティーコーンがばあっとあって、すごい状態になっていますね。いかにも工事をしているという感じで、お迎えの車も多いですね。それで、かなり警察官も来て取締りをしているようなお話を聞きますので、やっぱり駐車場をなるべく確保して、市民の皆さんに迷惑をかけないようにですね。せっかくきれいな駅ができるわけで、皆さんが喜ぶような環境を整えていただきたいと思いますので、その対策をぜひ強力に進めていただきたいと思います。何か一言あっですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

御指摘ありがとうございます。まずはお知らせをするということから始めなければならぬなと思っておりますので、そういう形で、先ほどありました警察のほうとかの御指導を仰ぎながら、県、市、管理センターといったところと連携を取りながら進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質問のある方いらっしゃいますか。

午前中はこれにて休憩いたします。

なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ほかに質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。

私は都市公園管理のことでお尋ねをしたいと思います。

先ほどもちょっと出ましたが、私は今、都市公園関係の管理が非常に悪いような気がするんです。というのは、木が立っていますが、そういうところの伐採とかがされていないとかありますが、それよりもっと大事なのは、都市公園の中につけてある夜の街灯、あの管理が非常に悪いような気がします。

例えば、例を申しますと、旭ヶ岡公園の中にも街灯がありますね。あそこは花のトンネルだけでも1つか2つはついておりますが、今ある蛍光灯ですかね、そういう街灯が消えている部分が幾つもあるんです、花のトンネルだけでも。あれは1つ2つついているから、ほかのは無駄だから消してあるのかなと思うのですが、決してそうではないと思います。非常に暗いところでもありますが、その辺の管理はどのようになさっていますか。具体的に旭ヶ岡公園のことだけでも結構ですので、お答えください。（発言する者あり）

○議長（徳村博紀君）

補正に直接関係がある内容で……

○14番（松尾征子君）続

補正予算の都市公園費のことでお尋ねしているんですよ。

○議長（徳村博紀君）

何ページの内容になりますか。

○14番（松尾征子君）続

ページですか。53ページです。都市公園費というのがありますね。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

都市公園の園路灯についてのお答えかと思いますけれども、ちょっと管轄が違うんですが、昨年、一昨年にかけてだったかと思いますが、全てLEDの照明に替わっているはずですので、御指摘のところが都市公園であるならば、その部分は全てついているはずだというふうに認識しております。また何か漏れがありましたら、個別に御指摘を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、花のトンネルも結局今ついているのはLEDですか。それに替えたためにはほかのは今もうつけていないということですかね。ということなら、もうあれは撤去せんとね、あるのに何でついていないかなと、やっぱりみんながせっかくあるのになという感じを受けますので、後でその辺は具体的に見てもらって対応していただきたいと思いますが、何かありましたら。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

旭ヶ岡公園ですけれども、公園の広場のような部分も含んで、先ほどおっしゃった花のトンネルも含んで園路灯が設置をされておりまして、今、冬場ですと5時から20時まで点灯をしているはずでございます。もしお見かけの分が防犯灯とかいうことになれば、地元管理のものなのではないかなというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

分かりました。その辺については調べていただいて、対応せんといかん分はちゃんとしていただきたいと思います。

それから、樹木の伐採の問題ですが、木が伸び過ぎて看板が見えなくなったりとか、そういうところも結構あるんですよ。これは例えばの例ですが、七浦の県道を走っていますと、木が生い茂って道路の標識が全く見えないというようなところもあるんですよね。あそこはどうですかね、県の土木事務所なんでしょうかね、市の問題ですかね、その辺については非常に見にくいですので、いろんな形で対応を、ぜひ樹木の伐採をしてください。

特に学校関係なんかも、これは都市公園じゃないですが、学校なんかも木の伐採がされていないというような声もあります。だから、その辺についてお願いをしたいと思いますが、なかなかそういう伐採が進まないのはどういうことなんでしょうかね。

例えば、今、鹿島市を回っていますと、最近になってからあっちこっち木が切られる、これは個人の家ですが、切られているんですよね。普通は木は大体常識的には6月頃切るなんて、木六竹八なんて言いますから、今頃何でこがんどこでも切ってあるかねと思いますと、今年は何か暑さのために作業する人が少なかったとか、また作業する人がいないとかいうこともあります、市の場合はそういう樹木の伐採なんかはどこかにお願いをしてするんですか、それとも市の職員がやるんですか。その辺の管理の在り方はどうなっているんでしょうか。（「それは補正予算と関係ないです」「松尾さん、補正予算に関することば言わんば」と呼ぶ者あり）補正予算で上げてもらいたかったから言っています。答弁なければいい

ですよ。お答えを下さい。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

先ほどおっしゃったように、県が管轄するもの、市が管轄するものがそれぞれございます。市の中にも道路であったり、学校であったり、公園だったりとかあると思います。私どものほうとしては都市公園の管理ということになりますけれども、つい先月ですけれども、中川公園の木を4本か5本か伐採させていただきました。クレーンを使ってやるような仕事ですので、これは専門業者にお願いをしております。届くようなところの剪定については我々で行なうこともございますが、いずれにしても予算を伴うというところもございますので、そういったところは今後も御相談をしながら、適正管理に努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろいろあると思いますが、管理については人が足りんとか、お金がないとかもあるかも分かりませんが、その辺については確実に取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

もう一点だけ、駅前のこと。先ほど伊東議員から自転車駐輪場のことがありましたが、私もそれは物すごく気になって発言をするつもりでしたが、実は今、駅前がああいう形になつて、いろんな形で変わってきていますね。特に中村日出代議員からもあった駐車場の問題もありますが、今驚いたのは、駐車場のタクシーが駅の真ん前に止まって、今止められんということで、タクシー屋さんはこっちに止めんといかん。それから、今まで迎えに来たりして止めていた場所が、止めとったら、のいてくださいといって止められんようになって、非常にあの辺が不便になってきている。特にタクシーに乗る人たちも、電車から降りて、不自由な人たちがそこまで歩いてこんといかんとか、いろんなことがあるんですが、あそこがいろんな計画がされた後、途端にああいうふうに変わってきたんですが、そういうのはどういう関係なんでしょうかね。特に車は、迎えに行った人が駐車するところが非常に不便になってしまっているというのがありますが、その辺については市ちゃんと管理されているのか、お分かりになっているのか、どうなんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

駅前の交通環境ということで非常に今御不便をおかけしているという状態であることは間

違いございませんし、そういう認識もしてございます。

問題を2つに分けて申し上げれば、駅前の混雑というところの一つの要因というのが、迎えに来られる夕方の混雑かなと思うんですけれども、従来でしたら、片側、非常に広いところになりますので、そこに3台4台が横に並んで止まっているというような状況がありました。そもそもが市として、あの周辺を改善していこうという一つの動機といいますか、やらなければならないことの一つが、ああいった交通混雑を駅前でも今後起こさないといったことで、新たな交通計画をつくりながら今回の駅整備を進めているところでございます。

今このように、ちょっと錯綜した状態であることは間違いないんですけども、一方で、周辺の皆さんからすると、非常に交通渋滞が自分の家の前で起こっているということも一つ問題であります。我々はどちら側に立つべきかというと、違法駐車をそのまま放置していくという側ではやっぱりいけないだろうということがありまして、警察を中心に、県、あるいは鉄道管理センター、バス会社さん、タクシー会社さん、いろんなところで協議をさせていただいて、先ほどありましたタクシー事業者さんが従来使っていらっしゃったトイレの前のところ、あそこは転回場ということで、仮設の一時乗降場ということで設けてございますので、ぜひあそこをお迎えのときに使っていただきたいと。これは告知も含めてですけれども、使っていただきたいと思っています。ですので、道路になるべく止めないようにお願いしたいというのが1つです。

もう一つはタクシーのほうですけれども、そういった事情があったので、タクシーのロータリーを、タクシー屋さんのほうの敷地の中で回るということで、譲っていただいたというような格好になっております。それから半月ほど経過をしております。半月たって、タクシー会社さんのほうに何か苦情とかが来ていますでしょうかという確認をいたしましたところ、特段苦情はないということでございました。

御指摘の体が御不自由な方、そういった方の対応については柔軟に対応していきたいというふうなお話をないので、今後も環境改善に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

駅前開発の計画が出た途端、あそこで利用する人たちが非常に不便なっていったと。私はそういうことはいけないと思うんですよ。だから、今までのようにみんなが安心して使えるような、そういうところの指導もしていかんといかんと思いますけど、今後またいろいろあると思いますので、その辺については状況を見ながら、どうしたほうがいいかということ。あそこの前に私も止めましたら、警察が来て、動いてくださいと。私が動いたら、その後来た人は取り締まられて切符を切られて。今までやっていたことが途端にそういう形に変わっ

ているんですね。やっぱりそういうんじやね、何なのかなと、みんながいろいろ心配するんですよ。

だから、そういう皆さん方が、特に送り迎えというのは子供たちもおりますので、危なくないよう、安心できるように、そして、タクシーの人たちも安心してお客様を乗せられるような、そういう対応ができるような体制をぜひ今後取っていただくことをお願いして、終わります。

何か私が番外の質問をしたようなことで後ろからいろいろありましたが、今迫ってのことでしたので質問いたしました。よろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質問ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第76号 令和7年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第76号は提案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第77号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6. 議案第77号 令和7年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、議案第77号 令和7年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書は21ページですが、説明は別冊の補正予算書で説明いたしますので、補正予算書の御準備をお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,202千円を減額し、歳入歳出

予算の総額をそれぞれ3,685,191千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表 岁入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページから5ページを御覧ください。

今回の補正予算の事項別明細書でございます。説明は省略いたします。

続きまして、6ページを御覧ください。

ここからは歳入について説明いたします。

4款1項1目. 保険給付費等交付金は、国保事務処理標準システム共同運用委託料の執行見込みの減に伴い、交付金の額を2,942千円減額するものです。

続きまして、7ページを御覧ください。

5款1項1目. 利子及び配当金は、国民健康保険基金等の定期預金運用見込みに伴い、利子の額を1,104千円増額するものです。

続きまして、8ページを御覧ください。

6款2項1目. 一般会計繰入金は、人件費等の事務費相当分の減に伴い、10,364千円減額するものです。

続きまして、9ページを御覧ください。

ここからは歳出について説明いたします。

1款1項1目. 一般管理費は、執行見込みによる人件費の減や国保事務処理標準システム共同運用委託料の執行見込みによる減に伴い、13,306千円減額するものです。

続きまして、10ページを御覧ください。

5款1項1目. 特定健診等事業費は、執行見込みによる人件費の増により989千円増額するものです。

続きまして、11ページを御覧ください。

5款2項3目. 保健推進費は、執行見込みによる人件費の増により365千円増額するものです。

続きまして、12ページを御覧ください。

6款1項1目. 基金積立金は、歳入で説明いたしました国民健康保険基金等の利子増額分1,104千円のうち、1,074千円を国民健康保険基金利子積立金として増額するものです。

なお、残りの30千円については一般財源となるものです。

続きまして、13ページを御覧ください。

9款1項1目. 予備費は、今回の補正に伴う財源調整のため、1,324千円減額するものです。

14ページから19ページまでは、今回の補正に伴う給与費明細書です。説明は省略いたします。

以上で議案第77号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第77号 令和7年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第77号は提案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第78号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第7. 議案第78号 令和7年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川保健健康課長。

○保健健康課長（染川康輔君）

それでは、議案第78号 令和7年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書は22ページでございますが、別冊の補正予算書で説明いたしますので、補正予算書の御準備をお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,240千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ580,425千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページと3ページの第1表 岁入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページと5ページを御覧ください。

今回の補正予算の事項別明細書でございます。説明は省略いたします。

続きまして、6ページを御覧ください。

ここからは歳入について説明いたします。

3款1項1目. 事務費繰入金は、人件費の増に伴い、10,040千円増額するものです。

続きまして、7ページを御覧ください。

5款2項1目. 保険料還付金は、執行見込みによる過年度保険料還付金の増に伴い、200千円増額するものです。

続きまして、8ページを御覧ください。

ここからは歳出について説明いたします。

1款1項1目. 一般管理費は、執行見込みによる人件費等の増に伴い、10,048千円増額するものです。

続きまして、9ページを御覧ください。

1款2項1目. 徴収費は、一般管理費の消耗品費への組替えのため、通信運搬費を8千円減額するものです。

続きまして、10ページを御覧ください。

3款1項1目. 保険料還付金は、執行見込みによる過年度保険料還付金の増に伴い、200千円増額するものです。

11ページから13ページまでは、今回の補正に伴う給与費明細書です。説明は省略いたします。

以上で議案第78号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第78号 令和7年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第78号は提案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第79号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第8. 議案第79号 令和7年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）に

についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、議案第79号 令和7年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は23ページでございますが、内容は別冊の補正予算書により説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

内容につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ116,571千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,067,953千円とするものでございます。

今回の補正は、主に当初予算におきまして各会計で仮の人員配置により計上していたものを、本年4月の人事異動に伴い、実際の人員に当て、各会計の人物費の積み上げを行ったものに伴うもののほか、先ほど可決いただきました職員給与の改定や、超過勤務手当の実績及び今後の見込みなどによるものでございます。

それでは、補正の内訳を御説明いたします。

補正予算書の6ページをお願いいたします。

こちらは歳入補正の内訳になりますけれども、一般会計からの給与振替収入で115,541千円の増額、国民健康保険特別会計については9,010千円の減額、後期高齢者医療特別会計で10,040千円の増額でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

こちらは歳出補正の内訳となります。報酬につきましては27,290千円の増額、給料16,586千円の増額、職員手当等につきましては60,941千円の増額、共済費につきましては11,422千円の増額、旅費332千円の増額となっております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第79号 令和7年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第79号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第80号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第9. 議案第80号 令和7年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、議案第80号 令和7年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は24ページとなります、別冊の令和7年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）にて御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第2条、収益的支出ですが、予定額は税を含む額となっております。

支出、第1款、事業費の既決予定額592,533千円に補正予定額21,208千円を追加し、補正後の予定額を613,741千円とするものです。

補正予定額21,208千円の内訳ですが、第1項、営業費用となっております。

2ページを御覧ください。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。職員給与費の既決予定額88,107千円に補正予定額208千円を増額し、88,315千円とするものです。

3ページからは附属書類となります。

3ページは令和7年度鹿島市水道事業会計予算実施計画変更、4ページ、5ページは令和7年度鹿島市水道事業予定キャッシュフロー計算書ですが、説明は省略いたします。

次に、6ページから11ページは給与費明細書で、先ほど御説明いたしました2ページの第3条、職員給与費88,315千円の内訳を記載しております。

12ページから13ページは、令和7年度鹿島市水道事業予定損益計算書です。

13ページの下段の当年度純利益は、今回の補正により、当初予算より19,299千円減の1,725千円となります。

14ページから17ページは令和7年度鹿島市水道事業予定貸借対照表ですが、説明は省略いたします。

18ページをお願いいたします。

令和7年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）明細書です。

補正の主な内容を御説明いたします。

支出、1款1項1目、原水及び浄水費は、2,100円の増額で、これは10月9日に発生いたしました水道水の濁りに関する原因調査のため、古枝水源地、久保山A水源地、大村方第1水源地、大村方第2水源地の4井戸の井戸調査業務委託料として増額するものでございます。

2目、配水及び給水費は、208千円の増額で、これは給与改定などに伴い、給料及び手当を増額するものです。

以上で議案第80号 令和7年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第80号 令和7年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第80号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第81号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第10. 議案第81号 令和7年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

それでは、議案第81号 令和7年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は25ページとなります。別冊の令和7年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）にて御説明いたしますので、御準備をお願いします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出ですが、当初予算書第3条本文を「収益的収入及び支出の予

定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中大規模下水管路特別重点調査事業費11,114千円の財源に充てるため、企業債5,500千円を借り入れる。」に改めます。

次に、収支の補正額を説明します。予定額は税を含む額です。

収入、第1款、下水道事業収益は、補正予定額11,265千円を減額し、1,149,837千円とし、支出となる第1款、下水道事業費用は、補正予定額11,265千円を減額し、1,085,072千円とします。

第3条、一時借入金は、年度末にかけて支出する際の現金が不足する日が発生する可能性があるため、予算第7条中の「600,000千円」を「800,000千円」に改めます。

3ページ以降は附属書類となります。

3ページは令和7年度鹿島市下水道事業会計予算実施計画変更ですが、説明は省略します。

4ページ、5ページは、令和7年度鹿島市下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書です。

5ページ下段の資金減少額は、当初予算よりも小さくなりましたので、期末の資金残高は373,618千円となります。

6ページ、7ページは、令和7年度鹿島市下水道事業会計予定損益計算書です。

7ページ下段の当年度純利益は、今回の補正により、当初予算より5,281千円の減額となり、10,033千円とします。

8ページから10ページは予定貸借対照表ですが、説明は省略します。

11ページをお願いします。

令和7年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）明細書です。表示は税を含む額となります。

補正の主な内容を御説明します。

収益的収入ですが、1款1項2目、他会計負担金では、大規模下水管路特別重点調査業務等に伴う財源などで2,330千円増額します。

次に、1款2項1目、他会計補助金は、ストックマネジメント計画変更業務の先送りなどに伴う財源を3,902千円減額し、また、3目、補助金では、先ほど申し述べたストックマネジメント計画変更業務の先送りにより減額や、大規模下水管路特別重点調査業務の増額で国庫補助金を9,693千円減額します。

12ページを御覧ください。

収益的支出ですが、1款1項1目、管渠費は、大規模下水管路特別重点調査業務の実施及び調査後の雨水路修繕費見込みで16,114千円を増額し、5目、総係費では、ストックマネジメント計画変更業務の先送りの増減により28,400千円を減額します。

次に、1款2項1目、支払利息及び企業債取扱諸費では、一時借入金限度額の増に伴う一時借入金利息として1,021千円を増額します。

以上で令和7年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第81号 令和7年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第1号）について  
は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第81号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明後日午後1時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時40分 散会